○政治資金適正化委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十月七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一一〇	妹尾　芳郎	二七、九、一五	本人からの申請
一二八八	池田　浩	二七、四、九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一四八二	小原　亮	二七、九、一五	本人からの申請
二九一二	伊藤　博	二七、九、一五	本人からの申請

○外務省告示第三百四十五号

日本国政府は、国際司法裁判所規程第三十六条2の規定に基づく国際司法裁判所の強制管轄を承認する日本国の宣言書を、平成二十七年十月六日に国際連合事務総長に寄託した。右宣言書の日本語訳文は、次に掲げるとおりである。

平成二十七年十月七日

外務大臣　岸田　文雄

書簡をもって啓上いたします。

本使は、外務大臣の命により、日本国が、国際司法裁判所規程第三十六条2の規定に従い、千九百五十八年九月十五日以後の事態又は事実に関して同日以後に発生するすべての紛争であって他の平和的解決方法によって解決されないものについて、国際司法裁判所の管轄を、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、かつ、相互条件で、当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを日本国政府のために宣言する光栄を有します。

この宣言は、以下の紛争には適用がないものとします。

(1)紛争の当事国が、最終的かつ拘束力のある決定のために、仲裁裁判又は司法的解決に付託することに合意したか又は合意する紛争

(2)紛争の他のいずれかの当事国が当該紛争との関係においてのみ若しくは当該紛争を目的としてのみ国際司法裁判所の義務的管轄を受諾した紛争、又は紛争の他のいずれかの当事国による裁判所の義務的管轄の受諾についての寄託若しくは批准が当該紛争を裁判所に付託する請求の提出に先立つ十二か月未満の期間内に行われる場合の紛争

(3)海洋生物資源の調査、保存、管理又は開発について、これらから生ずる、これらに関する又はこれらに関係のある紛争

日本国政府は、いかなる時にも、国際連合事務総長に対する書面による通告によって、及びかかる通告の時点から効力を有するものとして、この宣言を修正し、又は廃棄する権利を留保します。

以上を申し進めるに際し、本使は、貴事務総長に向かって敬意を表します。

二千十五年十月六日

国際連合日本政府代表部

特命全権大使　吉川元偉（署名）

国際連合事務総長

潘基文閣下

○農林水産省告示第二千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道枝幸郡中頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市湯野浜字笹立二二五の二五、二二五の二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第二千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町字屈足七八四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区石内東一丁目五六八の二、六一七の二、六一七の三、石内東二丁目五七八、六四七の一、石内東四丁目五四七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県中野市大字更科字間瀬場七一三の一、七一四の一、七一五から七一七まで、七一九の二、七一九の四、大字間山字田中坂九一二、九二七、九三一、字西山一四九一、字馬曲一七一七の三、字棚小坂一七六八、一七六九、大字三ツ和字北の窪二三八七、二三八八、字表山二三三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字間瀬場七一三の一、七一四の一、七一五から七一七まで、七一九の二、七一九の三、字田中坂九一二（次の図に示す部分に限る。）、字西山一四九一、字棚小坂一七六八・一七六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字北の窪二三八七、二三八八、字表山二三三三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡麻績村麻字岩竜山八一五四の二（国有林）、八一四三のイ、八一五二、八一五三、八一五四の一、字吉原八一四〇の二、日字込山二四一六の口、二四一七の一から二四一七の三まで、字山崎二五七三の一、二五七三の三、字いて入り二六七九、二六八〇のイ、二六八〇の口、字山口二六九〇のイ、二六九〇の口、字入口七〇六七の一から七〇六七の五まで、字小滝七一〇三の一から七一〇三の三まで、七一〇四の一から七一〇四の三まで、七一〇五の一から七一〇五の四まで、字永嵐七二〇六の一から七二〇六の三まで、七二〇七